



平成29年9月7日
国土交通省 九州地方整備局
筑後川ダム統合管理事務所

平成29年度松原ダム貯水池環境保全啓発委託の公募について

筑後川ダム統合管理事務所（松原ダム管理区間内）における、「ダムの管理に関する知識の普及及び啓発」の啓発活動委託に関し、実施団体を定めるために、一定の参加資格を有する団体を公募し、契約締結をすることとしました。

応募の期限は、平成29年9月15日（金）です。

技術資料等説明書の交付は、筑後川ダム統合管理事務所管理課、もしくは、松原ダム管理支所にて行います。

■問い合わせ先

国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 管理課 課長 植西、専門官 林
電話：0942-39-6651（代）
FAX：0942-35-8242

公 告

(筑後川ダム統合管理事務所管内における平成29年度松原ダム貯水池環境保全啓発委託について)

次のとおり公告します。

平成29年9月7日

国土交通省九州地方整備局
筑後川ダム統合管理事務所長 前田 昭浩

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、筑後川ダム統合管理事務所が管理する松原ダム管理区間内における平成29年度松原ダム貯水池環境保全啓発の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、松原ダム管理区間内であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 平成29年10月5日(予定) ～ 平成30年3月15日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し選定する。

その後、筑後川ダム統合管理事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の条項を全て満たす者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-0002 久留米市高野1丁目2番2号(電話 0942-39-6651)

国土交通省九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課

担当 : 専門官 林(内線401)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 平成29年9月7日(木)から平成29年9月15日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

- ② 交付場所：〒830-0002 久留米市高野1丁目2番2号
国土交通省九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課内
または、
〒877-0201 日田市大山町西大山8492-2
国土交通省九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 松原ダム管理支所
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成29年9月8日（金）から平成29年9月15日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。